

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年9月2日県営中山間地域総合整備事業さぬき南部地区（寒川・長尾ほ場整備（是行谷工区））の換地処分をした。

平成26年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造